

## 連結キャッシュ・フロー計算書における科目の新設

---

平成 26 年 3 月 28 日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成 26 年内閣府令 22 号）が公布、施行されました。これは、最近の企業結合会計基準等の改正の影響を受け、各種の取扱いの変更がなされたものであります。本稿では、中でも、連結財務諸表規則に係る、連結キャッシュ・フロー計算書の表示科目の新設についてご紹介します。

連結会計における仕訳を考える上で、改正前の会計基準では、子会社株式を追加取得した場合や子会社株式を一部売却した場合、そして子会社の時価発行増資等の場合にはのれんの計上や売却損益の修正など、結果として損益を計上する仕訳を行っていました。

しかし、今般の連結会計に係る改正において、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動による差額は、資本剰余金に計上することとなりました（連結会計基準 28 項～30 項、事業分離会計基準 17 項～19 項）。

ここで、このような取引を連結キャッシュ・フロー計算書上で考えた場合、自己株式の取得、処分と同様の性質であると考えられます。したがって、このような取引は、財務活動に係るキャッシュ・フローの区分に計上されることとなります。

このことにより、新しい連結財務諸表規則の様式第七号等においては、財務活動によるキャッシュ・フローの区分における例示科目として、「連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出」と「連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入」が新設されています。

ちなみに、親会社の持分変動による差額に係る取扱いの変更は、適用初年度における比較情報に反映されないことから、この表示科目の新設に伴う表示方法の変更についても、比較情報の組替えは必要がありません（日本公認会計士協会会計制度委員会報告 8 号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」26—4 項）。

上記の連結財務諸表規則に係る事項の適用時期としましては、企業結合会計基準等と同様に扱われることとなっております。すなわち、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用されることとなります。ただし、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首からの早期適用も認められています。ちなみに、少数株主持分を非支配株主持分とするというような表示方法に係る改正規定については、早期適用は認められておりませんのでご留意下さい。

---